

# 魔女裁判

—ルネッサンス史の一断面—

森島恒雄

## 目次

はじめに この研究の意義

- 1, 古典的魔女と《新しい魔女》
- 2, 《新しい魔女》とは何か
- 3, 《新しい魔女》はいつ生まれたか
- 4, 《新しい魔女》はなぜ生まれたか
- 5, 異端審問制の成立
- 6, 魔女はどのように裁かれたか
- 7, 《裁判は儲かる仕事》
- 8, 魔女裁判の終滅
- 9, プロテスタントと魔女裁判
- 10, ルネッサンスの保守性

おわりに 狂信者のモラル

挿図13葉

はじめに この研究の意義

近代科学が成立する舞台である西欧の中世と近代とは白と黒のように截然とした否定的対立であり、この対立は、古代ギリシャの科学が中世西欧の頭上をとび越えて近代初頭の西欧に復活したときにはばっ発した《科学と宗教との斗争》に象徴される、というのが通念的な図式である。

この図式では、近代は古代の復活であり、中世と近代の間は文化的に断絶する。しかし、この通念を破って、近代は単に古代の復活ではなく、中世の歴史的発展の所産だとする立場——たとえばドーブシュやヘーフラーの《文化連続説》(Kontinuitätstheorie)<sup>(1)</sup> やジルソンの《中世ヒューマニズム》のそれ——に立てば、ルネッサンス

(1) A.Dopsch: Von Altertum zum Mittelalter, das Kontinuitätsproblem, 1926. O.Hoefler: das Kontinuitätsproblem, 1938.

## 魔女裁判

の展望はにわかに含蓄深いものとなる。私はドープショ やヘーフラーを知らない前からこの立場に立ち、近代科学の基本的観念は中世スコラ学の中で培養されたとする構想をしばしば描いてきた。<sup>(2)</sup> この立場に立って見直せば、一面において光輝まばゆいルネッサンス時代は他面において冥蒙野蛮であり、一面において進歩的なルネッサンスの知性人は他面においては保守的な神秘主義者であった。ケプラーがどんなに根強い迷信家であったかは周知の通りであり彼はその『三法則』の奥に『妖精のような』迷信的存在を想像していた。『万有引力の法則』は、ニュートン自身が認めたように<sup>(3)</sup>『神の存在の証明』ですらあった。ルネッサンスは近代的であると同時に中世的であった。ケプラーが第三番目の法則の確立に努力していたときに、彼の母親が4年間も魔女裁判にかかっていたという事実は、ルネッサンス時代の明暗を象徴している。いや、輝かしいルネッサンスと蒙昧な魔女裁判とが全く時を同じうして発展し、時を同じうして終わったということ自体が、明暗一路の象徴である。以下に述べるところは、魔女裁判の実態を叙述することによって、この象徴の輪廓を示すにすぎない。その細部、特に、この蒙昧な暗黒裁判に対する当時のルネッサンス人（特に学者）の態度の詳細な調査は今後の主要な仕事である。

### 1 古典的魔女と『新しい魔女』

『魔女』の歴史は人間の歴史とともに古く、古石器時代の洞窟の壁画にすでにその姿を現わしており、デンマークでは青銅時代に属する『魔女の墓』が発見されている。<sup>(4)</sup> 魔女迷信は古代、中世を貫いて近代に入り、今日もなおアフリカ人にとっては生死の問題である。<sup>(5)</sup> 人間の原始的観念が世界を通じてだいたい共通していると同じく、『魔女』概念も時と所とを超越して共通であり、共通の魔女物語がスカンジナビヤにもイタリアにもあり、コロンブス以前のメキシコの魔女もヨーロッパのそれも同じようになんで乗って空をとぶのである。ここで『魔女』とは何かを人類学的、民俗学的にこまかに分析することは必要でない。独特の秘術によって雨を降らせ嵐を呼び、田畠の作物を枯らし、人畜に被害を与える……という超自然的な能力をもつもの、という伝承的な魔女像で十分である。

こうした伝承的な魔女は女性に限られていた。それも醜悪な老婆である。

(2) 中世科学史話（放送）、1941；中世回想の歴史性（科学思潮）、1942；近代科学の形而上学的系譜（理想）、19149；科学史における中世の地位（科学史研究）、1949；その他。

(3) R.Bentley宛、ニュートンの手紙（1692年10月10日附）

(4) G.B.Gardiner: Witchcraft Today, 1954.

(5) G.Parrinder: Witchcraft. 1958.

## 森 島 恒 雄

“年をくい、しづくられた老婆。あごは落ち、膝は曲がり、弓なりに杖にすがっては歩く。眼はくぼみ、歯は抜けて、顔のしわは深く、手足は中風であるえ、なにか、ぶつぶつつぶやきながら通りを歩く。主の祈りは忘れても、悪態をつく意地悪な舌は、まだ失なってはいない”<sup>(6)</sup>あるいは、

“魔女は村人の誰からも遠くはなれ、ひとり淋しく暮している。それは、自分の悪魔のような所業を、村人たちに知られまいためだ。それはまた、おのれがねたむ者に、遠くからこっそりと、危害を加えてやろうためでもある。”<sup>(7)</sup>

孤独で醜悪で邪悪な老婆——これが伝承的な魔女像である。

さて、魔女はこのように久遠の昔からどこの世界にもいたにかかわらず、ここに取り上げるような『魔女裁判』は、1600年ごろをピークとする前後4世紀(1350—1750)あまりのキリスト教国以外では行わたることはなかった、という事実は注目すべきことであり、その時期とその地域に限られたという事実の中に魔女裁判の本質がひそんでいるといえる。

なるほどいつの時代でもどこででも、魔女は人に憎まれ恐れられ、ときには村人たちからリンチを受けたり、たまには村役人の手で処分されたりしたことはある。しかしそれは偶発的、例外的なことであって、これから述べるような、教会や国家の法廷で公的の権威をもつ裁判官が特定の法律に照らし、キリスト教国全体にわたって摘発し裁判し処刑するというような組織的な『魔女裁判』とは本質的に異っていた。

この相違は、魔女そのものの本質的な相違（あるいは変化）に関連する。ここに一通の手紙を抄訳引用する。<sup>(8)</sup>

“閣下が、以前に案じておられました魔女事件が再び勃発いたしました。その惨状言語につくされません。いつなんどき告発され逮捕されるかもわからぬ男女が当市にはまだ400人ばかりもいます。その中には身分高きもあり、低きもあり、聖職者すらまじっております。当司教区には、まだ、その職務と才能のいかんにかかわりなく、処刑されねばならぬ者が多数あることは確実であります。聖職者、市参事会員、博士、市吏員、裁判官補。貴下ご存じの者もその中にいく人が含まれています。

法学生らも、すでに捕えられました。司教様のお膝元には、ほどなく聖職者になるはずの学生が40人以上おりますが、そのうちの13、4人は魔女だということでございます。数日前には、1人の寺院長が捕えられました。また召喚を受けていた別の2人の寺院長は逃亡いたしました。当宗教法院の公証人で、はなはだ学識のある人物がいましたが、それが昨日逮捕

(6) S.Harsnett:A.Declaration of Popish Imposture,1603。

(7) E.Spenser:Faerie Queene,1590。

(8) 1629年8月Würzburgの司教顧問官から高貴な知人にあてたもの。

## 魔女裁判

されて拷問にかけられました。一言で申しますならば、当市民の3分の1が事件に関係していることは確実でございます。誰よりも裕福で、評判のいい、りっぱな聖職者たちすら、すでに処刑されました。1週間前には、19才の娘が焼かれました。この娘は、この市中で一番美しい、まれにみるつましい純潔な娘として誰もが認めていたものだという評判でございます。

これから1週間余りの間には、さらにりっぱな人たちがこのあとに続くことでございましょう。こうして多くの人間が焼かれるのは、彼らが神を拒み、悪魔の会合に出席したという理由によるのであります。

この恐しい事件につきましてはこれで筆をおくことにいたしますが、最後に、悪魔と交じわりを結んだといわれている3才から4才までの幼児が300人もいる由を申し上げておきます。私は7才、10才、12才、14才、15才のかわいい学童が死刑にされるのを目撃いたしました。（以下略）”

この手紙から浮かび出る魔女の姿は、昔から民衆の間に伝承されてきた古典的な魔女像とは明らかに違う。第一に、ここに現われている魔女は主として男性である。地位高く学識豊かな紳士もあり、聖職者すらいる。女性にしても、醜惡邪惡な老婆どころか、美しく純潔な妙齢の令嬢である。これらの魔女には性別もなければ老若美醜の別もない。15世紀のある魔女裁判官（北フランスの異端審問官 Nicolas Jacquier）がいみじくも断定したように、これは《新しい魔女》である。<sup>(9)</sup> 魔女裁判はこの新しい魔女の出現によってはじまったのだ。

### 2 《新しい魔女》とは何か

では《新しい魔女》とはいったい何なのか。それには、魔女裁判の最盛期に新しい魔女に下された判決文によって彼らの具体的な犯罪を示すのがもっとも便利であろう。（1582年、南フランスのアヴィニヨンで異端審問官セバスチャン・ミカエリスが<sup>(10)</sup> 18人の魔女（男女）に宣告したときの判決文。）

“われわれは、被告がこの法廷に起訴された訴因を考究し、彼らの供述と自白を、証人らの証言と証拠によって審査し判断した結果、被告は、万物の創造主である三位一体の神を否定し、人類の敵である悪魔を礼拝したということに意見の一一致をみた。

(9) Jacquier: Flagellum Haereticorum Fascinariorum, 1458.

(10) Michaelis : Histoire admirable de la possession, 1613.

## 森 島 恒 雄

被告は悪魔に身をゆだね、（キリスト教の）神聖な洗礼を拒否した。……悪魔は被告に新しく洗礼をほどこした。……

また、被告は悪魔に対する忠誠の印として、被告の衣類の一片を悪魔に与えた。

悪魔は、被告が悪魔に臣従するしとして、悪魔の印を被告の体にきざみつけた。被告は悪魔の命に従うことを誓い、主の肖像と十字架を足下に踏みつけることを約束した。

また被告は、魔王の命令に従って、悪魔から与えられた忌まわしい軟膏を塗った杖を股の間にはさみ、深夜、最悪の犯行にふさわしい時刻に、定められた場所に悪魔によって空輸された。

また被告は、魔女集会において不浄の火をたき、もろもろの宴楽、舞踊をもって魔王を神としてたたえたうえ、膝まづいて彼に近より、松脂のローソクに火をつけて捧げた。そしてまことに恥すべきことだが、汚らわしい彼の臀部に最大の尊敬をこめて接吻した。そして悪魔をまことの神と呼び、おのれの要求を拒絶した者や気に入らぬ者に報復するために、彼の助力を求めた。

また被告は、彼に教えられた魔術と呪文をもって、人畜に危害を加え、多くの新生児を殺害し、あるいは悪魔の助けをかりて乳不足、病弱、重疾患などで人類を悩ませた。

また被告は、自分自身の子を魔術によって窒息させたうえ、刺し殺した。その後、夜に乘じてひそかに墓地からその死骸を掘り出し、前述の魔女集会に運んだ。そして、王座に席を占めた魔王にその死骸を捧げ、その脂肪を絞り出して保存し、首と手足を切り離して胴体を焼肉とし、悪魔の命するままに、忌まわしくもそれを喰べた。その上、男の魔女は女色魔（Succubus）と、女の魔女は男色魔（Incubus）と性交した。色魔との冷めたい性交によって、被告は言語道断な獸姦の罪を犯したのである。

これらの憎むべき言語道断な大罪は、万物の創造主たる全能の神を直接に汚し侮るものである。

それゆえに、ドミニコ会の管区長、神学博士、アヴィニヨン管轄の異端審問長官フロルスは、神の御前において法廷に坐し、尊敬すべき神学者と法律家の合法的な指示に従って、この明確な判決文を作製した。

われわれは、主イエス・キリストと聖母マリヤの御名によって、被告およびその共犯者すべては、眞の背教者、偶像崇拜者、神聖な信仰への反逆者、全能の神の否定者、獸姦犯人、最悪の罪人、姦通者、姦淫者、妖術師、魔術師、異端者、悪魔の眼をもつくせ者、殺害者、幼児殺し、悪魔礼拝者、悪魔教徒、悪魔の法律と邪悪な信仰の遵奉者、瀆神家、偽誓者、不徳漢、そのほかあらゆる犯罪と違背を犯した者と判定されたことを、ここに断言し、正式に宣告する。

この宣告によって、魔王の手足である被告とその共犯者が、国家の規定する合法的な処罰

## 魔女裁判

を受けるために、彼らを国家の法廷に下げ渡すものである。”<sup>(11)</sup>

この判決文には、『新しい魔女』が行うと信じられた犯行が全部列挙されている。その行為は大きく二種類に分類できる。(1)悪魔との結託に帰するキリスト教的異端行為。(2)空中飛行、人畜加害など、古くから伝承されて来た古典的な魔女行為。このことから、『新しい魔女』=古い魔女+悪魔との結託=異端者という公式が成り立つ。異端審問官や法学者たちによる魔女の定義はおびただしいが、すべてこの公式に一致している。

ジャン・ボダンの定義。“魔女は、悪魔と結託することによって、おのれの目的をとげる意図をもつ者である。”<sup>(12)</sup>

ウィリヤム・パークリングの定義。“魔女は、悪魔と同盟を結び、悪魔の助けを用いて不可思議なことをなすことにして意識的に同意する者。”<sup>(13)</sup>

デル・リオの定義。“魔女は、悪魔と結んだ契約の力によって、常識では理解できない不可思議を行なう者である。”<sup>(14)</sup>

つまり、新しい魔女の本質は『悪魔との結託』にあった。これは古い魔女にはなかった新しい特質であり、いうまでもなく、この悪魔は『キリストの敵』としての悪魔である。魔女裁判がキリスト教国においてのみ行われたという事実は、以上の公式からの当然の帰結であった。

ところで、この簡単な公式には重大な問題が内蔵されている。異端(heresis)という言葉は語源的には『選択』を意味する。選択は批判と判断を前提とする。だから異端は行為ではなく思想の領域に属する。(ボダンがその定義において『……おのれの目的をとげようという意図をもつ者……』といっているのはさすがである。)しかし神学上の異端論争には深遠該博な知識と理論と弁舌が必要である。そうした論争によって被告の異端性の有無を糾明し判決することは、よほど神学的・哲学的にすぐれた審問官でない限りきわめて困難である。14世紀、南フランスの宗教改革的異端者撲滅に手を焼いた異端審問官ベルナール・ギーが『公衆の面前では異端者と論争するな』

(11) 異端審問廷で異端者として判決された罪人の処刑(焚刑)は聖職者の手では行わず、官憲に下げ渡して処刑させるのが規定であった。

(12) Jean Bodin : *De la démonomanie*, 1580.

現代の魔女研究の権威、モンタギュー・サマーズは、このボダンの定義を「これほど簡潔、正確、包括的に理解しやすい定義はほかにない」と絶賛していることを附記しておこう。(Montague Summers : *History of Witchcraft and Demonology*, 1926.)

(13) Del Rio : *Disquisitionum Magicarum*, 1599.

(14) W. Perkins : *A Discourse of the Damned Art of Witchcraft*, 1608.

と審問官いをましめたのは賢明であった。その点で、以上の公式はきわめて便利である。異端容疑者を異端者と断定するのには、三位一体論ではてしない深遠難解な神学的論争をはじめる代りに、『お前は魔女集会に出席したかどうか?』、『悪魔と性交したかしないか?』と尋問すればよい。もし異端容疑者が『然り』と自白すれば、彼は『悪魔との結托者』すなわち『新しい魔女』すなわち『異端者』と断定できる。そして裁判官の尋問に被告は必ず『然り』と自白することはあとで述べる通りである。

(尋問*questio*が拷問を意味するようになったのはこのときからである。)

### 3 『新しい魔女』はいつ生まれたか

ここで問題となるのは、魔女と悪魔との結托というキリスト教的観念は今更のものではなく、魔女裁判の開始期（14世紀）より千年以上も前にすでにできあがっていたということ、それなのに、それがようやく14世紀になって問題になりはじめたというのはどうしてか、ということである。

魔女が人間とともに古いことはすでに述べた通りであるが、この古い魔女を悪魔と結びつける観念はすでに聖アウグスチヌス（354—430）の『神の国』に歴然と現れて（15）いる。彼はカトリック神学の土台であるとともに、あらゆる迷信を悪魔の力で説明して後世の悪魔論者や魔女論者の支柱ともなっている。たとえば、靈的存在と人間との性関係（創世記6：4）の可能性についての彼の論証は、のちに魔女裁判の中心的尋問項目となった『悪魔と魔女との性交』およびそれによる『妊娠』を肯定する論拠となつた。しかしアウグチヌスを待つまでもなく、『悪魔』や『悪魔の力』の観念は遠く旧約時代にさかのぼって古く、そこには『魔女を生かしておいてはならぬ』（出エジプト記22：18）という有名な言葉すらある。しかし、魔女弾圧を正当化するのにうつてつけのこの聖句すら、魔女裁判時代まではかえりみる者もなかつたのである。そもそも聖書そのものが悪魔を憎み恐れはしても、魔女を問題にはしていない。魔女についての言及は旧約に少々、新約には皆無である。

また教会自身も、14世紀までは魔女を問題にしなかつたばかりでなく、むしろ迷信的な民衆の迫害から魔女をかばう態度すら示した事実は少くない。この教会側の態度は『司教法令集』（*Capitulum Episcopi*）の中にはっきりと成文化され、それは12世紀に教会法の中にとり入れられている。魔女に対する教会側のこの寛容な態度を証

(15) *Augustinus : De civitate dei* その他。

(16) そこでは、”魔女の行為と信じられているのは幻想にすぎず、幻想を信ずる者は……むしろ悪魔の味方である”とされている。

## 魔女裁判

明する事実を列挙するいとまはここにないが、しかし、この態度が急変する分岐点を示す二、三の事実にはふれておかねばならない。

(1) 1257年。そのころすでに異端審問の組織がローマ法王の手で成立し異端者撲滅の熱意にもえて腕を撫していた異端審問官が、その行動半径を拡大するために「魔女裁判を行ってもよろしきや」とローマ法王に伺いをたてたとき、法王アレキサンデルはこう答えた。「異端審問官は本務以外の仕事のために本務をはなれてはならない。魔女の罪は、それが明らかな異端を伴わぬ限り、それぞれの所管に一任すべきである。」ここではまだ魔女と異端者とは同一視されていず、魔女はまだ異端審問の対象にはなっていない。つまり、「悪魔との結托」の公式は実際には応用をふれてはいないのである。

(2) 1303年、フランス王フィリップ四世と課税のことで争っていた法王ボニファチウス八世が、ルーブルの立法会議に「魔女」として告発されるというめずらしい事件が起こった。（この事件は、帝王を支配する地位にある法王すらが告発されるという、ローマ教会にとっての危機的状況が生まれたということと、政治的な紛争に新しい魔女の公式が利用されはじめたという点で注目に値する。）

(3) 同じころ、イングランドのコヴェントリーの司教が、殺人、僧職売買、および姦通のかどで告発された。注目すべきは、それに「悪魔を礼拝し、その臀部に接吻した」という典型的な魔女行為の一つが附け加えられ、「悪魔との結托」の公式が明確に応用されている点である。

(4) 1320年。法王ヨハンネス二世は教書を発布し、「悪魔を礼拝して邪悪を行う者を処分する権能を異端審問官に与える」ことを宣言した。これは公式の確認であるばかりでなく、異端審問官に対する魔女裁判勅令であり督促である。（この法王は残忍、陰険、貪欲、迷信というあらゆる惡徳の持主であり、法王選挙をめぐって常に自分を排斥する陰謀を恐れ、たえず神経をとがらせていた。彼は法王即位後間もなく、反対者数人を司教に命じて拷問にかけ、「悪魔の力で未来を占い、人を病気にし、死亡させた」と自白させて処刑している。）

ヨハンネスはこの教書につづいて1323, 1326, 1327, 1331年と相次いで魔女狩強化の教書を発布し、その後の法王もこれにならって強化令を連発、年に4回、5回という年もあった。

すなわち、14世紀なかばを境として、魔女をめぐる事態は一変したと結論することができる。この事態の変化は、そのころ摘発された魔女の数と符合する。たとえば、南フランスの異端審問官ベルナール・ギーガトールーズで1307年から1324年にかけて

判決を下した930名の異端者中、魔女はゼロである。ところが同じトールーズで1320年から1350年までの間に起訴された数は魔女だけで600人、うち400人が焚刑に処された。また隣国カルカソンヌでも魔女として起訴された者400人、うち200人が焚刑である。これだけの資料で全般を推すことは妥当でないとはいえる、この数字の急変が尋常でないことはたしかであろう。

#### 4 <新しい魔女は>はなぜ生まれたか

次の問題は、この事態の変化をもたらしたものは何だったかである。個人的にいえば、何が法王ヨハンネスをしてあの教書を出さしめたか、である。この法王は常に人を疑い、おのれの身の危険におびえていた。彼自身がその正統主義を疑われ、当時神学の権威であったパリー大学から自説の撤回を要求されていたのである。中世末期のキリスト教国では人は他人を疑い、他人からは疑われていた。この猜疑と不信は個人間の私的問題に限られなかった。ローマ教会全体がキリストの國の存亡にかかわる危機感から神経をとがらせ眼を光らせて、民衆を猜疑と不信とで看視していたといってよからう。キリスト教的中世は信仰（belief）の時代ではなく、むしろ不信（disbelief）の時代であった。魔女をめぐる事態を一変させたのも、つまりはこの猜疑と不信であった。それではこの猜疑と不信を生み出したものは何であったか。それは、12,3世紀に南フランスを中心に拡大した国際的異端運動がローマ教会に与えた異常な衝撃と深刻な危機感であった、と私は推定したい。

この異端運動はローマ・カトリック教会の腐敗堕落に抗議し、キリスト教界を浄化しようとする一種の宗教改革運動であった。いうまでもなく、当時のキリスト教国全体はひとつの世界国家であり、この世界国家の主権者はローマ法王であり、ヴァチカンはその中央政府であり、枢機卿はその閣僚であり、そして各国には法王使節が公使として派遣され、宗教はもとより、法律、政治、経済、学問、芸術、その他あらゆる文化が法王を頂点とするピラミッド的世界の中に統制されていた。このピラミッドの中軸は教権制（Hierarkhia）であり、法王をはじめとする聖職者は国王をもふくむあらゆる世俗的権力に優越していた。法王インノケンチウス三世（1198—1216）は『聖職者の権力が世俗の権力にまさるのは、あたかも靈魂が肉体にまさるにひどい』と宣言し、ある司教は『王侯の権力は教会に由来する』と断言した。この聖職者の優越性の根拠は人類救済という彼らの崇高な使命にあった。

ところが、その聖職者たちは人類を救済するどころか、腐敗堕落の底に落ちていたのである。免罪符の売買は常識となり、聖職は普通のこととして売買され、聖職者は

## 魔女裁判

情婦をもち、ざん悔室は女たらしの密室となり、尼僧院は赤線区域であり、あらゆる儀式礼典は本質を失って形骸化するという状態にあった。この実状を法王インノケンチウス自身も認め、『人民の頽敗の原因は主として聖職者にある。……異端者が増大するのもそこに由来する』とラテラン会議で言明している。このインノケンチウスの時代は法王権がその頂点に達していたという事実によって、この腐敗堕落はいっそう目立ったにちがいない。従って南フランスの宗教改革運動はその必然的な帰結であった。『ローマ教会の形骸化したあらゆる儀式礼典を否定する。教会は不要である。祈りは酒場の中であろうと馬屋の中であろうとさしつかえない。十字架はキリストを虐殺した道具として焼きすぎるべきだ。聖職者を畏敬する必要はない。教会維持税は納めるな。』——これがアルビ派やワルドー派の主張であった。この急進的な改革運動に共鳴する者の数は急速にふくれ上がり、その勢いは南フランスからドイツ、ボヘミヤ、スペインと拡大した。かってアベラールと対決してその異端説を見事に論破した聖ベルナールの雄弁や、異端改宗に生涯を捧げた聖ドミニクスの熱意をもってしても改革（すなわち異端）運動をしずめることはできなかった。それどころか現地に派遣された法王使節がローヌ河畔で異端者に刺殺されるという事件が起った。（1208年）これはローマ教会に対するこの上ない侮辱であり挑戦であった。まさにカトリック教国の存亡にかかる重大危機の到来であった。ついに法王インノケンチウスは奮起した。異端者討伐のための『アルビ十字軍』が結成され（1209年），20年間にわたる凄惨な戦いがはじまった。大量虐殺がいたるところで行われた。（人口3万のベジエの町で2万人の老幼男女が殺されたという。）その経過は省略するほかないが、異端者は全滅した。次のエピソードは異端審問（ひいては魔女裁判）の特質——貪欲と狂信とスコラ的き弁——を象徴しているので附記しておく。

(1)民衆の中には正統的なカトリック信徒もいた。それを見分けるにはどうしたらよいかと十字軍士にきかれたとき、シトーの僧院長アルノーは言下に答えた。“その判別はあの世で神がなさるであろう。みんな殺せ。”

(2)カストルでの戦闘が終ったとき、一人の異端者が改宗を申し出た。総指揮官ド・モンフォールは部下にいった。“改宗の誓が真実だとしても、これまでの異端の罪で処刑されねばならぬ。もし改宗の誓がいつわりであれば、偽誓の罪で罰せられねばならぬ。この男を殺せ。”

(3)法王は、異端者の財産はその討伐者の私有に帰すると布告していた。掠奪はいたるところで行われた。そのため裕福な異端者は特に討伐の目標となった。カルカソンヌが陥落したとき、その領地と財宝は3人の討伐者、ブルゴーニュ侯、ヌヴェール侯およびサン・ポール伯の間で分配されることになった。しかしこの3人は同胞の私財を着服することをさすがに遠

慮した。しかし司令官ド・モンフォールは遠慮しなかった。彼はただちに、その地の領主の称号を自分自身に与えた。

### 5 異端審問制の成立

南フランス中心の異端者は撲滅された。しかしローマ教会がこの運動から受けた衝撃は強く、危機感は深刻だった。それは、まさに聖書に予言されている『世界の終り』『反キリストの到来』として受取られた。

教会は一般人が聖書を読むことを禁じた（1229年）。それは改革者たちが信仰の根拠を教会ではなく直接聖書に求め、そこに真の使徒的生活、使徒的清貧、使徒的福音を見出したことから改革運動がはじまったからであった。また聖書の地方語訳を禁じた（1234年）。それは改革者たちが、一般人には読めないラテン語聖書を地方語に訳して聖書を普及させたからである。ドイツ皇帝は地方語訳の新・旧両約聖書を集めて焼きする権限を異端審問官に与えた（1369年）。キリスト者がキリスト者に対して聖書を禁ずるのは、政府が国の憲法を国民が読むことを禁ずるよりもはるかに異常のことである。これは教会や国王が民衆運動から受けた衝撃のただならぬものだったことを示している。（民衆の批判的行動から受ける利害関係は教権にとっても俗権にとっても同じだった。）しかし、そんな消極的な政策で安心することはもちろんできなかった。南フランスで手を焼いたような危機を未然に防ぐためには、全キリスト教国にうごめいているあるゆる異端者を摘発できるような、全国的、恒久的、効果的にして強力な専門的組織をつくるねばならぬ。……こうして生まれたのが『異端審問』（Inquisitio hereticae prævatis）の制度であった。アルビ十字軍の終戦時に法王となつたグレコリウス九世は、1233年4月20日附で2通の教書を発布した。一通はフランスの大司教にあてたもので、<sup>(17)</sup> フランス及び隣接地域に異端審問官として説教師を派遣する。については、彼らがその任務をよく果しうるように好意と助言と援助を与えることを望む』という要旨。他の一通は説教師修道会の修道院長と修道士あてで、『諸君が行くどんな地域においても、もし聖職者が異端者をかばうような場合にはその聖職録を永久に取り上げ、独断をもって彼らを裁判する権能を諸君に与え、必要な場合には官憲の援助を要請し、それに反対する者は独断をもって弾圧することを許す』趣旨のものであった。こうしてドミニクスの修道士は法王代理の威信と権限をもち、各地の大司教をも支配する優位を与えられた。この修道会士は創始者ドミニクスの宗教的熱意と神学的博識と雄弁とを受けつき、異端審問官としてうってつけの適任

(17) 一般にはドミニクス教団と呼ぶ。聖ドミニクスが創設した修道会。

## 魔女裁判

者であった。彼らが雄躍して任地に向い。異端者撲滅に専念したことはいうまでもない。このような異端審問官は全キリスト教国に派遣され、異端審問制の網はヨーロッパ全土に張りめぐらされ、のちにはアメリカ大陸や、インドのゴア（当時はポルトガル領）にまでとび火した。そして、異端摘発に直接に活躍した最初期の審問官たちの手によって異端審問制の運営と審問方法に関する周到な指導書が相次いで書かれ、全国の審問官の必携書となった。たとえば、

(1) Bernard Gui : *Practica Inquisitionis Heretice Pravitatis*, 1323. 著者は南フランスの審問官としての経験から、自白をひき出すのにいかに拷問が効果的であるかを強調している。（1886年のパリー版で392頁。）この指導書は、異端撲滅のために手段を選ばぬ熱意がどんな不正を生み出すかを示している。ある誠実なヒューマニストはこの書を評していわく、『ギーの著述は正しい信仰に附隨する恐べき正義の否定と歪曲とをわれわれに知らせてくれる。ギーは深い経験の持主であり、博識にして精密、しかも良心的で慈悲深い人であった。それだけに、このことはいっそう印象的である。』<sup>(18)</sup>

(2) Nicolas Emerico : *Directorium Inquisitorum*, 1376. (1587年のローマ版で935頁の大著)。筆者はアラゴン（スペイン）の異端審問所長官。20世紀の英国最高法院長は、『エイメリコがその『指針』の中で審問官に与えている助言と訓戒とを読めば現代の反対尋問の技術がいかに幼稚で非科学的なものであるかがわかる』と驚嘆している。<sup>(19)</sup> 拷問はエイメリコの『指針』によって異端審問のルールとなった。また異端者の財産没収規定が厳重に確立された。

(3) Thomas Torquemada : *Instruction*, 1484. 著者は全スペイン異端審問所初代長官。その残忍苛酷な追及によって歴史上に名を残した異端審問官の典型。スペインの異端審問を全キリスト教国のその手本たらしめたのはこの人であった、トルケマダの評伝を書いたセバスチーニは、その人物を描いてこういっている。『呪咀の中には屈せず、賞讃によって動ぜず、地上の安樂を蔑視し、迷うことなくおのれを神に捧げたその自己否定においてトルケマダはなにびともまして、崇高であった。』<sup>(20)</sup> 同時に、彼が努力した現実の仕事は、この上なく恐るべく歎かわしい悲劇であった。』

異端者（とくに魔女）弾圧の仕事は、法王直属の異端審問官の手からほどなく聖

(18) G.Sarton : *Introduction to the History of Science*, vol III

(19) J. Macdonell : *Histotical Trials*, 1931

(20) R. Sebastini : *Torquemada and Spanish Inquisition*, 1913.

## 森 島 恒 雄

俗両界（宗教改革後は新教国をも含めて）の一般裁判官の手に移っていくのであるが上記の審問官たちが確立した独善的な運営法と残忍非道な審問方法とはそのままうけつがれ、その方法はヨーロッパ諸国的一般刑法学の中にまで侵入し、18世紀末にいたるまでのヨーロッパの刑事裁判を暗黒裁判にしたことは、異端審問制がもたらした大きな害悪であった。

ところで上記の審問官教科書の中にはまだ魔女はあまり姿を現わしていない。しかし15世紀なかばから、もっぱら魔女を対象とした魔女論や悪魔論が現れはじめ、同世紀末までに約15種類を数えることができる。それらの著者の国籍は西欧のほとんど全域にわたり、大学教授、法学者、医師などさまざまだが、中でも異端審問官が圧倒的に多く、著者の半数を占めている事実は、魔女裁判が異端審問の延長あるいは拡大であることを明かにするものである。これらの魔女論のうち、ドイツ駐在の異端審問官 SprengerとKrammer共著の*Malleus Maleficarum*（『魔女を打つ槌』の意、1486年）は魔女裁判史上の大記念塔ともいべきものである。1580年版で627頁の大著。3部にわかれ、第一部は魔女の実在論証で、『魔女の存在を否定することは明らかに異端である』と規定している。第二部は魔女が悪魔と結託して行う邪悪行為の解説とその撃退方法。第三部は魔女を含むすべての異端者を裁く聖俗両裁判官のための裁判方法についての指導と注意。古今の神学と哲学の権威を引き合いに出して博引傍証、しばしば言語学的考証を加えた堂々たる論証形式をそなえた大論文である。新しい魔女＝古い魔女+悪魔=異端者という公式の見事な証明である。ある学者は、同書を『この上なく科学的』で『学問的業績としてほとんど最高級のもの』<sup>(21)</sup>と評している。このスコラ的論証は『自分自身が直接裁判した魔女の自供』によって明かにされたおびただしい『事実』を列挙することによって『実証』されている。まさに『科学的』である。（その『自供』が拷問による捏造でないならば一である。）

この書物は1669年までに29版を重ねて各国語にほん訳され、その時代としてはめずらしい18折のポケット版がつくられたという事実は、同書が魔女裁判官必携の『虎の巻』としていかに普及活用されたかを物語っている。同書をいっそう権威あるものにしたのは、その巻頭を飾った法王インノケンチウス八世の教書（1484年12月5日附）であった。この教書は『多くの男女がカトリック信仰から逸脱して色魔に身をまかせ魔術によって田畠の作物を枯死させ、胎児や家畜を殺害し、病気を生み、夫を性的不能、妻を不妊症にし、……』と、新しい魔女の行為（実は昔から伝えられている魔女

(21) C. Williams : Witchcraft, 1958

## 魔女裁判

迷信)を列挙し、その魔女どもを撲滅するために異端審問官として派遣するこの二人の審問官が自由に、あらゆる方法をもって、なにびとも矯正し投獄し処罰する権限をもつものであることをここに布告する」というのであった。この時代の法王がいろいろな機会に魔女の行為の数々を具体的に列挙したことは、法王という世界最高の権威による、この上なく効果的な魔女宣伝であった。魔女迷信が燎原の火のように全キリスト教国に燃えひろがったのは不思議ではない。なお、同書の第三部が「魔女及びあらゆる異端者に対する、教会裁判所及び世俗裁判所の裁判方法について」と題されていることは、このころすでに魔女が一般の世俗裁判所に進出していたことを示すものとして注目に値する。魔女裁判は異端審問官によって開始されたものではあるが、15世紀になると世俗の法廷も魔女を裁判し、16世紀以降は異端審問官の手からはなれて、世俗法廷に移って行った。(すでにフランスでは1390年にパリの高等法院で2件の魔女裁判が行われている。)

Malleus Maleficarum 以来、相次いで魔女裁判専門の著述が書かれたが、もはや異端審問官によってではなく一般世俗の裁判官の手になるものが多くなった。その一つ、フランスのブルゴーニュの最高裁判所長官アンリ・ボゲの「魔女論」(1560年頃。英訳本で209頁。)は「魔女裁判の方法」70カ条28頁を附録とする魔女裁判官のよいガイドブックであるが、その序文は、当時の魔女旋風の情景を伝えているので引用しておく。

“(前略) シャルル九世の時代にフランスだけでも30万人の魔女がいたといわれ、ある人は3万人いたというが、世界全体ではどれほどの数になるか計り知れない。(略) 私たちの周囲を見まわせば、この忌むべき害毒にみんな感染していることがわかる。ドイツでは魔女を焼き殺す火を焚くのに忙しく、スイスでは多くの村が全滅した。フランスのローレーヌ地方を旅する人は、魔女をしばりつける刑架を幾千となく見かけるだろう。私たちのブルゴーニュ地方も例外ではなく、魔女の死刑が日常のこととなっている地域がたくさんある。サボア地方も同様で、毎日毎日そこから当地に送られてくる魔女は数知れない。(中略) われわれが当地で焼いた魔女の大部分は、もともとサボア地方から来たものである。(中略) どの地方でも、幾千幾万という魔女が庭虫のように地上にはびこりつつある。「空中飛行、魔女集会、悪魔との性交、人畜加害などを列挙して】魔女について語られている話は決して寓話ではない。私はそれをさらに明らかにするために、私自身が過去2年間に多くの魔女について直接行なった裁判を土台として私はこの書物を書いた。(後略)”

(22) Henri Boguet : Discours Sorciers.

南フランスの教会改革運動がカトリック教会に与えた危機感から、法王直属の異端審問制が生まれ、その審問官たちによって異端者は魔女とされるとともに、新しい魔女迷信が大衆の間にひろがって一種の流行病的魔女恐怖症となり、その恐怖症的妄想から魔女旋風がまき起こった。——魔女裁判は一方では政治事件であり、他方では病理現象であったのである。

## 6 魔女はどのようにして裁かれたか

こうして始まった魔女裁判はどのように行われたかを次に要約する。

(1) 逮捕 異端者について (a) 告発または (b) 密告があった場合、または (c) 世間の噂々があった場合は、裁判官はその容疑者を逮捕しなければならない。実際には (a) の場合はきわめてまれで、多くは (b) と (c) であった。

密告は14才以上の男子、12才以上の女子の義務であり、それを怠ることは間接的異端々として罰せられた。親子、夫婦、兄弟、師弟、主従がたがいに密告し合う例が多くあったのは間接的な異端者々として処分されることを恐れたからである。

世間の噂々は有力な根拠として重視された。(Malleusにれば、噂々にもとづく逮捕がもっとも多かった。しかも噂の真実性をたしかめることは不必要々と言明している。<sup>(23)</sup>)

(2) 投獄 逮捕された容疑者はそのまま牢獄に入れられる。被告はなるべくせまい、暗い獄房に監禁せねばならぬ。牢獄の苦痛から魔女、とくに若い魔女が自白する場合が多いからである。<sup>(24)</sup>牢獄は自白を強要する一種の拷問道具であった。パンと水だけの監禁が1年、2年、ときには十数年つづくこともあった。フランスのカルカソンヌでは1321年から30年間という記録がある。牢死が多かったのはいうまでもない。英國ギルフォード城内の牢獄についての1598年の巡回裁判の記録では、1年のうちに入牢者の12パーセントにあたる20人以上が牢死している。<sup>(25)</sup>

(3) 証言 被告、被告の共犯者、前科者、被告の妻子、親類、下僕も証言を行うことができる。<sup>(26)</sup>ただし、その証言は弁護のためでなく告発のためである場合に限る。魔女にも証言を許すのは、魔女集会に関する証人としては魔女ほどの適格者はほかにない々からであった。<sup>(27)</sup>この犯罪においては思春期(男14才、女12才)以前の子供の証言も排斥してはならぬ。<sup>(28)</sup>(セーレムの魔女事件の証言者には9才、11才、12才の少女がいた。)

(23) Boguet, ibid. (24) ibid (25) C. L. Ewen : Witch-Hunting, and Witch Trials, 1929 (26) Malleus. (27) Boguet. (28) ibid.

## 魔女裁判

証言者が誰であるかは被告に知らせないのが裁判官の大切な心得であった。だからどんなでたらめな証言をされても、被告は証言者と対決して反論する機会をもつことは全くのぞめなかった。

(4) 弁護 『被告の希望する者を弁護人に任命しないように注意せよ。裁判官に同調すると思われる弁護人だけに弁論を許せ。』『裁判官は、異端を弁護して破門されることのないよう弁護人に警告を与えておかねばならぬ。さもないと、弁護人は魔女自身以上に恐るべき罪をおかすことになる。異端の疑いある者を不當に弁護すれば、<sup>(29)</sup> 弁護人は異端の擁護者となる。』弁護を許す原則はあっても、異端者とされる危険をおかしてまで弁護を引受けれる者があろうはずはない。証言と弁護の規定は、魔女裁判を暗黒裁判にする要因であった。容疑はすでに有罪判決に直結していた。

(5) 尋問・拷問・自白 この段階で暗黒裁判の核心にふれることになる。次のような裁判官の尋問に対して、被告はいったいなんと答えたらしいのか。（この尋問はフランスのコルマル地方の裁判官が3世紀間も繰返して来た29項目の尋問からの抜萃である。）

1, お前は魔女になってから何年になるか。

4, お前が選んだ男色魔の名は何か。

10, 魔女集会では何をたべたか。

23, 簿の柄に塗った軟膏は何でつくったか。<sup>(30)</sup>

その他さまざまなもので、ありえない事実についても存じません以外に答えようはない。しかし裁判官にとっては自白は何よりのきめてであった。どうしても真実を自白させねばならぬ。そこで拷問である。拷問は異端審問一般の鍵であった。エイメリコやトルケマダの審問規定によって、拷問は合法的な尋問法となっていたが、魔女裁判の盛期になると、拷問の利用はますます恣意的となる。たとえば、ボゲの『審問法』では拷問を用いることが許される条件のひとつとして、『被告が魔女である兆候(indicatio)を示した場合』というのである。そのindicatioには8種あるが、たとえば、

(1) 尋問中に被告が眼を床に向け、あるいはおびえた顔つきをすること。

(2) 被告が泣いていて、しかも涙が出ない、あるいは出てもわずかであること。

なども魔女の『兆候』であり、拷問利用が認められる条件であった。

(29) Boguet.

(30) 空中飛行に際しては、魔女はその全身ばかりでなく、乗って行くための簿の柄にも魔力を出す軟膏を塗ると信じられた。

## 森 島 恒 雄

拷問が、魔女裁判で特に残虐に利用された理由の一つは、魔女の罪は特別に凶悪な「格別の罪」(crimen exceptum) としてもっとも憎むべき罪であったからであると同時に、魔女は背後から悪魔に勇気づけられるために特別にしぶとく、また魔力によって拷問の苦痛に対する感受性を弱くすると考えられたからであった。

第一段階の拷問法は全国共通で

(a) 指締め（手の親指を締め具の板と板との間にはさみ、もくねじで締めつける方法）(b) 梯子(はしご)（梯子型の拷問台に被告を寝かせ、ロープと万力（マンリキ）で四肢を四方に引っ張る方法。）この段階の拷問は、法廷記録では「尋問」questioと記録され、したがって、この段階での自白は「拷問によらぬ任意の自白」とされた。questioから出た今日のヨーロッパ語が「拷問」をも意味するようになったのはこれからである。

この段階で自白がえられなければ、いよいよ本格的な拷問法が用いられる。その一つは「吊り上げ」である。被告の両手を背中でしばりあげたロープを拷問室の天井の滑車に通し、被告を天井まで吊り上げたままにしておく方法。ときには被告の足におもりを結びつけて加重することもあった。また、そのロープを突然ゆるめて被告を落下げさせ、床上すれすれのところで急に落下をとめて急激なショックを全身に与える「吊り落し」。四肢の関節はすべて脱臼し、3回の繰返しで失神または絶命するという。以上的方法はほとんど規則的に用いられたらしい。拷問には医師がつき添い、被告の失神または絶命寸前に拷問を中止するように絶えず看視した。書記は裁判官の尋問と自白とを詳細に記録することになっていた。（スペインの異端審問記録を読んだH.C.Leaは、拷問される被告の悲鳴や絶叫までを精細に書きとめた書記の「冷静さ」<sup>(31)</sup>に「拷問の残酷さ以上」に驚嘆している。）その他灼熱の焼ごてを被告の体に押し付ける法、鉄の深靴を熱してはかせる法。（スコットランド王ジェームズ六世がファイアン博士に魔女の自白をさせようとして加えた拷問がこれで、おまけにこの鉄靴をハンマーでたたきつぶしている。それでもファイアンは自白せず、エディンバラで絞殺の上、焼かれた。1591年1月末のことである。）拷問の歴史を読めば、想像も及ばぬ方法がおびただしく、果して事実かと疑いがわくほどである。しかし1757年1月15日附でプロシヤで公布された大司教公認の「拷問料金表」（拷問係に払う料金の公定値段表）を見ると、舌を抜き、耳をそぎ、手足を切り取り、……その他想像しうる限りの方法が実際に行われていたことがわかる。

(31) H.C.Lea : History of Spanish Inquisition

(32) たとえばG.R.Scott: The History of Torture, 1949; The History of Corporal Punishment, 1954など。

## 魔女裁判

こうした残酷な拷問も、魔女裁判官たちには、キリストの國を守り人類を救済するための正義の行いであった。ひとつのきわめて象徴的な挿話がある。——ナポレオンの軍隊がスペインに侵入したとき（1808年），トレドの異端審問所の牢獄の中でひとつの拷問具が発見された。それは両腕をひらいた女性の立像で、その胸と腹の部分には鋭い釘と小刀とがいちめんに植えつけてある。レバーを引くとその女性は異端者を両腕の中にかたくかたく抱きすくめる。……その女像が聖母マリヤに似せて造られて

<sup>(33)</sup> あつたという。

拷問は、被告が自白するまで何回も繰返された。1594年のドイツの記録には、実に56回の拷問の繰返しでようやく自白した魔女の例がある。しかし大部分は数回で屈服した。屈服しなければ、繰返される拷問の苦痛の上に、永びく牢獄の苦痛が待っている。英國ケント州の巡回裁判記録（1654年7月24日付）は一人の魔女被告についてこう語っている。

『被告は自白を拒んだため、また、もとの陽の光のささぬ獄房に戻された。一本の敷藁もない地べたに、布団はおろか、陰部を掩うもの以外には身につける1枚の布切れもなしに仰向けに横たわらねばならなかつた。左右の腕はそれぞれロープで壁に結びつけられている。両脚も同様である。そして、その体の上には、耐えられる限りの重さの鉄と石のおもしが乗せられていた。』<sup>(34)</sup>

こうして強要された自白が被告の全くの創作であったことはいうまでもない。魔女の自白の中には『ブロックン山で悪魔と性交6回』とか『色魔の性器は氷のように冷たかった』というような性関係の自供が非常に多く、それが男性の魔女の自供には皆無であることは、裁判官が女性の魔女被告に対してのみ根掘り葉掘り性的尋問を繰返し、誘導されるままにでたらめな自供を口にするまではやめなかつたことを示しているが、このような自白が任意によるものであるはずがない。

心にもない自白をしたあとで、もし自供をひるがえせば、さらに恐ろしい『偽証の罪』が加えられ、さらに尋問と拷問が繰返えされる。英國の検事総長マッケンジー卿は、スコットランドすでに自白して死刑を待っている数人の魔女を獄中に訪れたときにひそかに打明けられた被告の『真実の告白』をいくつか伝えているが、（こうした『真実の告白』を洩れ聞くことがきわめてめずらしいのはいうまでもない。）そ

(33) J. Plaidy : *Rise of Spanish Inquisition*, 1959

(34) Ewen. ibid.

れらの魔女はいずれも無実の自白によって死刑になるけれども、自白をひるがえす気持は全くなく、いまは一日もはやく死にたいと願っている。ドイツの名もない牧師スタピリウスは、多くの死刑囚の教悔師を勤めている間に、めずらしく洩れ聞いた『真実の告白』を書きとめて書物にした。彼が一人の魔女になぜ自白を撤回しないかといったとき、その女は彼に訴えている。『見てください、先生。この脚を見てください。まるで燃えあがりそうです。蠅が一匹とまでも痛くてたえられません。もいちど拷問なんて、もうとても……。二度とこんな恐ろしい苦しみをするよりも死んだ方がずっとましです。……』

だから自白撤回の例はほとんど見当らない。死刑直前にも自白撤回の例がないことをもって自白が任意になされた証拠とするCatholic Encyclopedia(1913)の見解は、自白を撤回すれば、絞殺の上で焚刑という恩典が取消され、生きながらの焚刑になるという規定をかえりみないものである。1634年8月18日に魔女として生きながら焼かれたフランスの勇敢な神父ユルバン・グランディエ(Urbain Grandier)は、あらゆる段階の拷問にかけられて自白したが、この進歩的な神父が刑場で裁判の真相を公衆に曝露することを恐れた裁判官は、刑場で演説しないことを誓う代償として絞殺を約束した。しかし、刑吏は首を絞めないうちに薪束に火をつけた。グランディエの怒りの絶叫が薪束の中からきこえた。…………勇敢で進歩的な男性ですら生きながらの焚刑を恐れる。いわんやか弱い女性ではなおさらであろう。

こうしてでっち上げられた自白の中に、多数の共犯者の名前があげられたことはさらに悲劇であった。異端者を一人あまさず撲滅しようという熱意にもえている裁判官にとっては、一人の被告の口を割らせることによって多数の共犯者を摘発することはこの上なく能率的な方法であった。夥しい法廷記録を克明に調査したG, L, バーは、<sup>(37)</sup>この能率が非常に高かったことを報告している。

私は一人の魔女の口から出た150人を下らぬ共犯者のリストを見た。また一人で100人以上の共犯者の名をあげた魔女を幾人か発見した。またある地方の法廷に保存

(35) Sir George Mackenzie : Laws and Customs of Scotland in Matters Criminal, 1678.

(36) Michael Stapirius : Brillentractat, c. 1628.

このような“真実の自白”が完全な形で直接的に伝えられた例を私は一つだけ知っている。それはドイツのパンベルク市の市長ヨハンネス、ユニウスが魔女として処刑される直前、獄卒を通してひそかに一人娘のヴェロニカにあてて、拷問によって無実の罪を自白するまでの内幕を述べた悲痛な手紙である。この手紙はパンベルク市の図書館に保管されている。私はドイツ留学中の田中元氏を煩わしてそのマイクロ・コピーを入手したが、それをここに訳出する紙幅のないのは残念だ(挿図参照)。

(37) George Lincoln Burr : The Literature of Witchcraft, 1890.

## 魔女裁判

されている37年間の記録では、約300人の魔女が約6,000人の魔女を告発している。一人の魔女に20人の共犯者の割りとなる。魔女裁判はひとたびころげ出せば、どこまでもふくれ上っていく雪だるまであることが、これでわかる。『しかし信念に燃えた裁判官には、でっち上げられた自白はない。魔女狩を薦めしたドイツの副司教ビンスフェルトははっきりと断言している。『百人の魔女のうち、いつわって共犯者を告発した者を私は一人も知らない。』<sup>(38)</sup>

さて、おびただしい魔女の自供書をはじめて読む人が奇異に思うのは、時と所とが全く異っているにもかかわらず、どの魔女も全く同じ内容を自供していることである。1500年の南フランスの魔女も1600年の北ドイツの魔女も1700年のスコットランドの魔女も同じことを自供している。この普遍的な自供の一一致が、一般人に魔女の実在とその普遍的な性格とを確信させる有力な根拠となったのは無理もない。1670年、ノルマンジーの高等法院が12人の魔女に死刑を宣告しようとしたとき、フランス王ルイ十四世は刑の軽減を命じた。高等法院の裁判官たちがこれに抗議した言葉のひとつはこうであった。『事件はそれぞれ異っていますが、被告の自供はすべて一致しています。最も無知文盲な被告の自供も、最も著名な魔女学者の述べているところとその言葉づかいまで同じであります。これは陛下の高等法院における多くの裁判記録が実証しているところであります。』<sup>(39)</sup>

異端者の処刑は、なるべく多くの受刑者をひとまとめにし、なるべく多くの観衆を集めて見物させ、裁判官は受刑者を前にしてそれぞれの自供書を朗読した。その自供が期せずして一致しているとすれば、それを目の前に見ている見物人には、魔女の自白の真実性は疑いようがない。

しかし、この自供が一致する理由は簡単である。すなわち、裁判官の魔女概念は Malleus その他の教科書によって時と所とのちがいを越えて一貫して同じである。従って裁判官の尋問事項も同じである。その尋問事項通りに、被告が拷問にたえきれず自白すれば、自白は一致せざるをえない。だから、自供の一一致は、自供の真実性の証明ではなく、却って、でっち上げの証明であった。魔女はこうしていくらでも創作することができた。

ここに、ひとりのざん悔僧の真相をついた言葉を引用しておこう。ドイツのイエス会士フリートリヒ・フォン・シェペー (1591—1635) は、2年たらずの間に200余人

(38) Peter Binsfeld : Tractatus de Confessionibus Maleficorum et Sagarum, 1589.

(39) R.H.Robbins : The Encyclopedia of Witchcraft and Demonology, 1959.

森 島 恒 雄

の魔女のざん悔僧として刑場にも附添って行ったが、真相を見抜いた彼の良心の声は匿名の一書において爆発した——

“魔女を探がすのに骨を折る必要がどこにあろうか。魔女がどこにいるかは、私がたちどころに教えてやろう。カプチン会士でもイエス会士でもいい。誰でもいいからつかまえて拷問にかけてみよ。彼らは自白する。もし否認する者があつたら二度、三度、拷問をくりかえしさえすればいい。彼らは自白する。それでも強情をはる者がいたら、さらに拷問を続けるがいい。彼らはきっと降参する。

もっと魔女がほしいなら、聖堂参事でも博士でも司教でも逮捕すればいい。彼らは自白する。か弱いあわれな人間に、あの拷問にどうしてもちこたえられようぞ。

さらに多くの魔女がほしいというのなら、私が君らを拷問にかけてやろう。それから君らが私を、だ。諸君は自白する。それと同じことを、こんどは私が自白する。こうしてわれわれは、みんないっしょに魔女になるのだ。……”<sup>(40)</sup>

(6) 判決宣告と処刑 異端審問はなやかな頃の判決宣告式と処刑は盛大なショードであった。この儀式が一般にスペイン語で *Auto de fé* と呼ばれているのはスペインの異端審問の盛大さに由来するが、これを直訳すると『信仰劇』となるのはおもしろい。『もしもこの行事の最中にアジャ人がマドリッドに着いたならば、これは祭典なのか供犠式なのか、それとも大量虐殺なのか、ととまどうだろう』とヴォルテールは皮肉ったが、*auto de fé* は、実際そのすべてであった。しかしそれはカトリック教会の異端審問の盛期のことであって、魔女裁判のように、それが聖俗両界にひろまり、いたるところで行われるようになると、宣告も処刑もきわめて簡単質素に行われた。

異端者の刑罰には軽重さまざまな段階と種類があったが、魔女については生きながらの焚刑（主としてイタリーとスペイン）、絞殺した上での焚刑（主としてスコットランド、ドイツ、フランスなど）——つまり死刑だった。（英國と新大陸アメリカはいろいろな点で例外的で、死刑も絞首刑だけで焚刑ではなく、また死刑以外に1年または2年間の拘禁というのが多かった。英國では拷問が禁じられていたために大規模な拷問は用いられず、そのため魔女の自白は少く、従って魔女摘発が少かったのは興味深い。しかし實際には原則通りでなく焼かれた魔女も少くなく、煮沸刑（boiling）の記録も残っている。）

刑場には魔女の数だけの刑架が立てられ、そのまわりには薪束、藁束が積まれる。罪人をしばりつける刑架は梯子で登るような豪華に高いものもあったが、たいていは魔女を地面に立たせ（あるいは腰かけさせ、または坐らせ）てしばりつけるだけの低

(40) Friedrich von Spee : *Cautio Criminalis*.

(41) G.Coulton; *The Inquisition and Liberty*, 1924.

## 魔女裁判

い杭にすぎなかった。したがって魔女の姿は薪束にかこまれて見えなくなる。（ジャンヌ・ダルクが焼かれたとき、彼女が女性に相違ないことを観衆に証明するため、着物だけ焼け去った彼女の体を見せるのに、処刑吏は燃えている薪束をかき分けねばならなかつたというのもそのためである。）ときには大きな樽（特に油類のあき樽）に入れて焼くこともあり、燃料も薪藁のほかに油類も用いられたことなどが、あとで述べるその当時の経費明細書から知られる。

魔女の処刑は、スペインの異端審問所が主宰したような豪華な『信仰劇』ではなかつたと述べたが、スコットランドの記録には刑場は『露地の奥』というようなお粗末な例もみえる。ジョン・フスやジョン・カルダーノ、ブルーノのように、高くそびえた十字の刑架の上から殉教の意義を叫ぶようなドラマチックなものではなかつた。一つの理想に燃える殉教者には殉教の喜びと救いがあった。しかし魔女には殉ずべきなものもなかつた。判決文がいうように『悪魔との結託』であったならば、せめて魔王に殉するなぐさめがあったであろうが、魔女たちはその魔王とすらなんのかかわりももたなかつたのである。そこには世間の侮べつと憎悪と絶望と身を焼く焰の苦悶だけがあつた。それでも、魔女はありがたく思うべきである、と人々はいう。——当代一流の進歩的知性人ジョン・ボダンはこういっている。

“のろい火でむし焼きにしてもたいしたことではない。それは、この世でサタンが彼らに与える苦しみには及ばないのだ。いわんや、彼らを地獄で待っている永遠の苦悶にくらぶれば、この世の火は、彼らが絶命するまで<sup>(42)</sup>1時間以上とは続かないのだから。”

### 7 『裁判は儲かる仕事』

裁判は終わり魔女はすでに焼かれた。しかし魔女が果すべき義務はまだ残っていた。逮捕から処刑までの一切の経費の弁済の義務である。裁判官以下諸役人の手当、拷問、自分の首を絞めた繩代、自分の五体を焼いた薪代や油代、自分が焼かれたあとの裁判官たちの慰労宴会費……その一切を魔女の没収財産から支弁させるのが裁判官の重要な任務の一つであることは、異端審問制の基本となったエイメリコやトルケマダの教科書によって確立された規定であった。（トルケマダの Instructione 28カ条は、翌年さらに11カ条が追加されたが、その追加の半分以上にあたる6カ条は財産没収に関するものであったことは、財産没収に対する審問官の関心の強さを示すものである。）被告の逮捕と同時に管材役人は被告の家宅を捜索し、あらゆる書類、帳簿を押

(42) Jean Bodin, ibid.

森 島 恒 雄

収し、動産不動産はもとより、もし債権があれば債務者を呼び出してその債権をも没収するという綿密さであった。死刑執行を明日にひかえた魔女から、つき添いのざん悔僧に出納簿の所在と債権の額を聞き出させ遺産目録に加えた例もある。財産没収をめあてに異端者摘発の数をふやす弊をローマ法王はしばしばいましたが、その法王序すら、異端者の死骸を聖職者同士が奪いあうことは普通のことだったといわれる。没収財産額と異端者摘発数とは比例するといわれるのも当たらないことではない。神圣ローマ帝国が財産没収を禁じた1630—1631の2年間は魔女摘発が急激に減少している。(たとえばバンベルク市では1626年から1629年までは毎年平均100人が処刑されたのに比し、1630年は24人、1631年はゼロである。また、はじめから没収を禁じていたケルン市は、ドイツの他の地域に比して魔女の摘発数がはるかに少い。)

財産没収をめぐる不正と汚職の一切を語れば、まさに一冊の書物となろう。財産没収に限らず、金銭的関心は異端審問とをめぐって非常に強かった。当時、ひとつの諺があった。『*Magnum emolumendum est justicia* (裁判は大いに儲かる仕事)』。この儲かる仕事のもとでが、罪なき者の血と膏であったことは悲劇である。その当時としてはめったに聞かれぬ言葉が、ある神父の口からひそかに洩れているのを私はさいきん知った。一々残酷な屠殺によって罪なき人々の命が奪われ、新しい鍊金術が人血から金銀をつくる……。<sup>(43)</sup>』

裁判費用明細書の一例を参考までにここに示しておく。

例(1) 1646年9月11日、フランス、モンベリアールの魔女アドリアンヌ・ド・ウール処刑の際の費用明細書。

25フラン 司祭長、書記、市長、外科医4名、及び看守の朝食代（飲食店主モルロー受取り。）

15フラン9グロ 招待の要人及び市民の食事代

26フラン 謝礼金

内訳 3フラン4グロ 聖職者2名

1〃 8〃 異端審問所代表

1〃 8〃 市長

13〃 0〃 市民9名、要人4名

1〃 0〃 書記

(43) Cornelius Loos : *De Vera et Falsa Magia*, 1592.

## 魔女裁判

2〃 3〃 補佐2名及びジャコブ  
3〃 0〃 外科医4名

例(2) すでに処刑されたスコットランドの魔女マーガレット・ダンホームの没収財産で弁済した費用の不足分を、さらに彼女が居住していた土地の地主アレキサンダー・ロードンから取り立てたときの明細書（監禁ならびに処刑費。1649年。）

W.キュリー及びA.グレイ宛。監視料30日分、45ポンド,  
J.キンケード宛。針刺料追加分。6ポンド,  
被告及び監視人飲食代及び酒代追加分。4ポンド,  
被告の衣服代追加分。3ポンド,  
タール塗木材2本追加分。0.40シリング,  
木材2本、及び職人賃金追加分。3ポンド,  
ハディントン居住の絞刑吏往復旅費及び日当。4ポンド14シリング,  
絞刑吏送迎人及び馬2頭に対する送迎費追加分。40シリング,  
被告飲食代（30日分）追加分、6ポンド,  
役人2名追徴分、10ポンド,  
合計 92ポンド14シリング  
以上のうち、ダンホーム自弁27ポンド,  
差引 65ポンド14シリング

（例2の数字および合計については今日のシステムでは不可解なところがあるが、まだ調べていない。）

例(3) 1596年2月、スコットランドのアバディーンの魔女ジャネットとイザベルの処刑費11ポンド10シリングのうち、直接焚刑に要した費用の明細書。

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 40シリング0ペニス | 泥炭20荷              |
| 24〃 0〃     | 石炭6ブシェル            |
| 26〃 8〃     | コールタール塗り樽4個        |
| 16〃 8〃     | もみ材製樽及び鉄製樽各1個      |
| 16〃 0〃     | 刑架及び飾りつけ           |
| 4〃 0〃      | 絞首用縄24呪            |
| 8〃 4〃      | 泥炭、石炭、タール、丘上までの運搬費 |
| 13〃 4〃     | 治安判事1名立会手当         |

## 8 魔女裁判の終滅

魔女裁判は、地域によって多少の差はあるけれども、18世紀なかばでだいたい終りを告げた。おもな国の最終裁判は、イングランド1717年、スコットランド1727年、フランス1745年、ドイツ1775年、スペイン1781年、スイス1782年、イタリア1791年、ポーランド1793年。

新大陸アメリカのニュー・イングランドの魔女裁判は、清教徒が輸入した本国イングランドのそれの、いわば、とび火であった。そこでの最初の魔女裁判は、コネクチカットで1647年に処刑されたもの。最後はマサチューセッツのセーレムを中心につき起こった1692年の魔女旋風、いわゆる『セーレムの魔女』事件。

さて、魔女裁判が終滅するまでに、魔女として死刑された者の総数はどのくらいだったか。それについての諸家の推定は、1484年（教皇インノケンチウスの教書発布の年）以後、ヨーロッパ大陸で処刑された魔女30万人とする説（クルツ『教会吏』）。克明な文献学者ユーインは「これは正しいかもしない」と評している。）から、900万人とする説（ガードナー『今日の魔術』）に至るまで、ほとんど埋めることのできないひらきがある。冷静な研究家ゾルダン（『魔女裁判の歴史』）が、きわめて漠然と「数百万」としかいえなかったのにも、この推定の困難さを語るものであろう。G・L・バーはたんねんな文献学者であるが、彼はドイツだけで「最低10万」と推定している。ユーインはイングランドで殺された魔女は「1000人以下」と、きわめて慎重である。（もっとも、イングランドの魔女狩はきわめて消極的であったし、それに、魔女の判決を受けた者のうち、死刑は平均してその半数以下であった——たとえば中央巡回裁判では、死刑は29パーセントにすぎなかった——ことを考慮しなければならぬ。）慎重な研究家の間でも、このように大きなひらきがあり、その近似値を推定することすら絶望的である。

これは当然のことであって、推定の根拠となる記録の残存しているものが少なく、幸いに残存しているものも完全ではないからである。たとえばユーインは、イングランドの中央巡回裁判区の起訴状について「1643年度分の包み無し。」「1711年の夏期裁判については、用紙膠着のため調査不能。」「ある綴りは分散し、ある綴りは概説のみ残り……」というふうに、その調査の困難を訴えている。ただの一裁判区につい

(44) H.Kurz : Kirchengeschichte.

(45) G.Gardiner : Witchcraft Today.

(46) W.G.Soldan : Geschichte der Hexenprozesse.

## 魔女裁判

てもこうであるから、キリスト教国全体についての推定は全く絶望的というほかはない。しかし、魔女裁判の犠牲者の数が30万であるにしろ300万であるにしろ、この暗黒裁判の本質を理解するためには、それはどうでもよいことである。

### 9 <プロテスタンントと魔女裁判>

輝かしい近代的ルネサンスと暗い中世的魔女裁判とが、その開始期から最盛期を経て終滅するまで、全くその時期を同じくしたという逆説的な事実に注目されたい。『近代的』あるいは『革新的』と公式的に概括されているルネサンス時代が、一面においてはきわめて中世的・保守的であったという事実は、歴史の発展を図式的・機械的に概括する危険に対する大切な警告だと私は思う。たとえば、私たちは旧教に対する新教（プロテスタンチズム）を、頑冥な保守に対する自由な革新だと受取っている。したがって、異端審問や魔女裁判はカトリック教会の所業であって、プロテスタンントは手を染めなかつたと思う恐れがある。しかし、少なくとも宗教裁判に関する限りでは、宗教改革は『教会』の改革ではあっても『宗教』の改革ではなかった。

たしかに、異端審問や魔女裁判を創設したのはカトリックであった。しかし、それを受けついでいっそう盛大にしたのはむしろプロテスタンントだった。魔女は宗教改革によって姿を消すどころかかえって増大した。宗教改革の本場のドイツは、魔女裁判の本場でもあったが、それが盛んになったのは宗教改革以後である。ドイツに次いで魔女の処刑に忙しかったスコットランドでも、宗教改革前には一人の魔女も焼いていない。イングランドでは宗教裁判はもともと盛んではなかったが、それでもイングランドで魔女追及が激化したのは、新教国としての旗幟を鮮明にしたエリザベス女王が、1563年に魔女追及強化令を発布してからのことである。アイルランドでは、最初（1314年）の裁判から最後（1711年）のものまで加えて5件ばかりしかないが、最初のものを別として、あと全部がプロテスタンントによる魔女裁判である。ヨーロッパ大陸については、新旧両圈の分布が複雑に錯綜しているので、統計的な結論は容易には出しにくいけれども、魔女裁判が盛んになったのは宗教改革期以後であることだけは確実である。

しかしこのことは、新教徒が特に魔女追及に熱心であったことを意味するものとはいえない。むしろ、宗教改革によって新旧両教徒がおたがいを異端視し悪魔の恐怖を煽り立てて危機感を高め合い、そのために魔女追及が盛んとなり、したがってまた魔女が激増したという悪循環の結果であろう。

一般に、政治的不安動搖の時代には魔女裁判が激化している。ことに16、7世紀の

政治的争乱には、いつも新旧両キリスト教徒の対立が介在している。したがって、『好ましからぬ者』が『悪魔との結託者』、すなわち『魔女』とされる条件がそろっていた。（アイルランドで魔女裁判がきわめて少なかったのは、旧教が圧倒的に優勢で新教との対立が成立しえなかつたからだと思われる。）

『新しい魔女』を創作したのは、たしかにカトリックであった。しかし、魔女をそのまま受け容れる素地を、プロテスタントは充分にもっていた。スコラ神学的な悪魔論を思弁する代わりに、直接、聖書に帰一したプロテスタントは、聖書のいたるところに『悪魔』を見出し、悪魔と直面した。ルターは、悪魔について自分の経験を数多く語っている。ヴィッテンベルクの僧院にいるときには、彼は悪魔の騒ぐ声にいつも悩まされたといつており、ヴァルトブルク城に滞在していたときの彼の居室の壁には、彼が悪魔に向かってインキ壺を投げつけたときの黒インキのしみが、いまもまだ残っているという。魔女に対する彼の恐怖と憎悪は、彼自身の次の言葉によく現われている。『私はこのような魔女には、なんの同情ももたない。私は彼らをみな殺しにしたいと思う。……創造主に対して反逆し、また、悪魔には認める権威を、神に対しても認めようとしない魔女が死刑にあたらないということがどうしてあろうぞ。』<sup>(47)</sup> ルターと同じ宗教改革の指導者カルヴァンやメランヒトンについて語れば、また同じことを繰り返すことになろう。最後に、新教国の魔女裁判官を一人紹介しておく。

『ザクセン（ドイツ、新教公国）の立法家』とうたわれたベネディクト・カルプツォフ（ルーテル派のライプチヒ大学教授。最高裁判事、1595～1666。）は、裁判官としての永い経歴の間に、2万通以上の死刑宣告書に署名したといわれるが、彼は1635年に一書を出版した。<sup>(48)</sup> その中の魔女に関する部分をみれば同書はまさに新教版の *Malleus* である。相も変わらず『魔女の空中飛行』、『魔女集会』、『悪魔との性交』、『魔女マーク』……である。また裁判の方法について17種の拷問法を示しているが、『指縛め』、『梯子』、『ローソクで炙る法』、『爪の間に木のクサビを打ちこむ法』など、これまた旧教国のそれと同じである。同書の巻末には36件の判決文が添えている。そのうちの一通の判決文（1582年）では二人の女が生きながら焼かれ、二人の男が赤熱した鉄の大ベンチで肉をひきちぎられ、さらに『車輪』<sup>(49)</sup> で打ち碎かれている。みずからくだした残酷刑の判決文を堂々と自著に添える冷酷さもカトリックの

(47) Luther:Colloquia Mensalia.(48)Benedicto Carpzov : Practica rerum criminalium, 1635.

(49) 大きな車輪の外輪に罪人をしばりつけ、それを斜面にころがして罪人を粉砕する方法。

## 魔女裁判

裁判官同様である。1599年の判決文によれば、一人の被告を放免の約束で自白させた上で首を落としているが、革新宗教においても、べてんが正義とされている。判決文には自供書の短かい抜萃が載せてあるが、大部分が女の魔女で、例外なしに『悪魔との性交』、『20年にわたって毎週三回』、『プロッケン山の集会で数回』……と、はなはだ綿密熱心な性的尋問ぶりを示している点もまたカトリックと同様である。要するに、400頁に近い同書を通じて、ローマ法王派遣の審問官において私たちが見出したのと全く同じ愚昧と悪徳とがそのまま新教国の裁判官にも見出されるのである。私たちは、なんとはなしにプロテスタントを近代人として思い浮かべる。しかし、A・ホワイトの『科学と宗教との斗争』（森島訳・岩波新書）を読めば、プロテスタントがどんなに中世の奥深くに停滞しているかに驚かずにはおれない。

### 10 『ルネッサンスの保守性』

科学と宗教との斗争といえば、蒙昧な迷信にもとづく魔女裁判に対してこそ、ルネッサンス運動の戦士たちは敢然として立ちあがり、魔女裁判官にはげしいプロテストを試みたであろうことが期待される。しかしその期待は完全に裏切られる。——当代一流の進歩的知性ジャソ・ボダン、ロンドン王立学会会員のグランヴィルやコトン・マザーは魔女裁判の熱狂的な推進者だった。近代科学哲学の樹立者フランシス・ベーコン、血液循環の発見で近代生理学の基礎をきずいたウィリヤム・ハーヴィ、『Skeptical Chemist』でスコラ的化学観を打破した近代的化学者ロバート・ボイルその他多勢は、消極的な意味で、魔女裁判の支持者といえる。もし宗教改革を宗教におけるルネッサンスとするならば、このルネッサンス人はみんな熱心な魔女裁判促進者だった。ルターもカルヴァンもメランヒトンも……。

ルネッサンスの指導的な地位にあった知性人が、一面ではこのように保守的であったときに、魔女裁判の欺瞞と不正に対するプロテストが、ごく少数の名もない人たちの口から洩れていることは印象的である。オランダの医者ヤン・ビーヤ（一般にはドイツ流にヨハン・ワイマー）、ドイツの神父コルネリウス・ルースとフリートリヒ・シェペーなどがそれである。（しかし、ここでもまた注意すべきことは、この抗議者たちが魔女迷信から脱却していたわけではなかったということである。たとえばヤン・ビーヤはその抗議書の中で、世界は悪魔で満たされているといい、72人の魔女の首

(50) Johan Weyer : *De Praestigiis Daemonum*, 1563.

(51) (前出) (52) (前出)

領の名をあげてその手下の悪魔の数を7,405,926名と算定している。観念的には時代の傾向を脱しないままに、現実的な偽瞞と不正には敏感であったのである。一つの挿話——ヤン・ビーヤの書物がたまたまジャン・ボダンの手に入ったときは、ちょうどボダンが、自著『悪魔論』<sup>(53)</sup>の校正刷を読んでいたときだった。この近代的な大学者はビーヤの著述を読んで激怒した。そしてただちに『悪魔どもから神の名を護るため』に30余頁の『ヤン・ビーヤの意見に対する駁論』を書いて自著に追加していわく『名もない一医師の分才で、古今の権威に反抗するとはなにごとぞ。これほど自明の現実の事実を疑うとは！……神の栄光にわずかでもふれたことのある者ならば、正義の怒りをおぼえることなしに誰がこのような瀆神の書を読むことができようか。…』魔女狩王ジェームズ一世が魔女弾圧強化令を通過させた1604年には、フランシス・ベーコンは王の側近にあり、かつ、国会の委員会に列席していたはずである。しかし私たちはこの近代的な科学哲学者が、この法令に反対する消極的な声すら聞いていない。

ウィリヤム・ハーヴィはこのジェームズ王と次の国王チャールズ一世の侍医であったが、チャールズ王のとき4人の魔女の魔女マークを捜すためにその身体検査を行なった事実がある。魔女マークというのは、悪魔と結託した印として悪魔が魔女の腋の下、陰部、毛髪の中など、身体のかくれた部分にきざみつけるマークで、その部分は感覚がなく、長く太い針を肉深く刺し入れられても苦痛を感じないと信じられていた。だから魔女を裸体にし、毛のある部分はすべて剃り去って仔細に検査し、マークらしい部分には針を刺してみると常道であった。このマークを重視したスコットランドでは専門的な針刺師の組合まで組織された。エキスパートの針刺料は1人のマーク発見につき20シリング。英國ノーサンバーランドでは3ポンドに値上がりした例がみえる。英國の有名な針刺師マシュー・ホプキンズは助手のスターントとともに各地の魔女裁判に招かれて東奔西走し、巨万の財をなした。今も保存されている英國巡回裁判の起訴状のいくつかには、この両名の署名がみえる。検査官の報告書（フランス）の一例を示そう。

“われら、下記に署名の内科医および外科医は、高等法院における、国王顧問官アントワヌ・ド・トロン閣下直接の下命にしたがい、ルイ・ゴーフリディ神父を獄中に訪れ、その身体に皮膚の色とあまり異らぬ斑点3個を発見した。第一の斑点は右腿下部寄りの中間にある。この部分に2指幅〔約5センチ〕の深さまで針を刺したが彼はなんの苦痛も感ぜず、また血液その他の体液の浸出をみなかつた。〔以下約30行省略〕針刺しによつても体液の浸出をみ

(53) 前掲

## 魔女裁判

ない無感覚の皮膚は、既往の皮膚疾患によるものでは決してないと結論される。この判断に従いここに報告書を提出する。

1611年3月10日

内科医 フォンテース, グラッシー

外科医 メランドル, ボンタン

ウィリヤム・ハーヴィは幸いにして魔女マークを発見しなかったそうである。しかし、この近代的生理学者が魔女の身体検査に従事したこととは、魔女迷信の少くとも消極的な支持を意味しないであろうか。

ジョセフ・グランヴィル（英国）はロンドン王立学会の会員に選ばれる光栄をになった有数の学者であり、実験哲学の歴史の上で重要な地位を占めている。その彼が書いた靈魂滅亡論への反駁は、魔女の実在を強調して「われわれは数千の目と耳による立証をもっている」といい、それを信じない者は「彼らが軽信的だと非難している人以上に軽信的である」と言明している。<sup>(54)</sup>

英本国すでに下火になりかけていた魔女迷信は17世紀末に新大陸のニュー・イングランドにとび火して《セーレムの魔女》事件をひき起こしたが、この事件の主要な責任者の一人はアメリカから選ばれた最初のロンドン王立学会員コトン・メーザであった。魔女事件は、ロバート・カレフというボストンの一商人の正義の抗議に端を発した世論の動きで、結局は裁判官側が誤りを認め、処刑残りの被告全部が放免される（1696年1月14日）という、前例のない結末に終わったが、これは魔女裁判の末期的特例であった。このとき、世論の前向きの動きを必死にくいとめようとしたのは、ほかならぬこの王立学会員であった。彼の《眼に目に見えぬ世界の驚異》（1693年）はそのために彼が書いたものであった。そもそも彼はセーレムの魔女狩を知事にすすめた張本人であったのである。彼が科学史の上でも名を残した進歩的な科学者であったことは疑いない。しかしながら、魔女に関してはボストンの一介の商人の足もとにも及ばぬ愚昧で反動的な人間であったことも疑いない。

ヒューマニズムと合理主義のルネッサンス時代は、同時に、残虐と迷信の時代であった。これを、中世と近代という異質的なものが遊離して機械的に並存していたと解しては、歴史の本質を見失うであろう。それはレヴィ・ブリュールが、未開人の思惟を合理と不合理とに分析しては未開人の心性の本質はつかめないとっているのに通

(54) Joseph Glanvill : *Saducismus Triumphatus*, 1668.

(55) Cotton Mather : *Wonders of the Invisible World*.

(56) する。紫を赤と青に分解しても、赤や青は紫ではない。現代人の分析癖はしばしばこの誤りをおかしている。しかし、それを論ずればまた大きな別問題となる。ここでは、ルネッサンス時代がまだ中世的色調の濃い時代であったという事実を素朴に受取るだけで足りるとしなければならない。

### おわりに 狂信者のモラル

この研究の本筋からはそれるかもしれないが、さいごに、魔女裁判（ひろくいえば宗教裁判）の倫理を反省したい。魔女裁判では、残虐、違法、偽善、偽瞞、貪欲、不倫、軽信、迷信、歪曲、術学……およそ思い浮かべられる限りのあらゆる不正と悪徳が、むしろ正義、美德として行われている。しかも堂々と、なんのためらいもなしに確信に満ちて行われている。それは、あらゆる不正と悪徳とが、『神の名において』行なわれているからである。トルケマダとともにスペインの残虐な異端審問制を確立した国王フェルナンドは、その死にのぞんで（1516年）後継者、若い孫カルロスに遺言していった、『すぐれたる王子、私の孫に私は命ずる。カトリック信仰を擁護し高揚することに熱心であれ。神の教会を護り愛し、わが王国とその領土から全力をあげて異端を撲滅せよ。』そして異端審問制の重大な意義を説いてこう断言している。『人間を救済する信仰なしにはいかなる美德も無意味である。』と。この国王のもとに、カタロニヤ地方の異端審問官の権限が国の憲法を破壊するおそれがあるという訴えがなされたときの、この国王の裁断は簡単明瞭だった。いわく、『信仰の管理と判決の宣告は異端審問官の権限である。この権限は他のあらゆる権限に優越し、それを妨げるいかなる法律もない。』これが異端審問のすべてを貫ぬく基本的なモラルであった。このモラルによれば法を破ることも正義となり、逆に、美德も無意味であった。（トルケマダとともに全スペインのユダヤ人にナチス的大迫害を加え、そのためにはスペインの経済をマヒ状態におちいらせたのもこの国王であった。）

宗教裁判には金銭的貪欲から生まれた汚濁がつきまとっていた。没収財産に対する裁判官の異常な関心は、ときには守銭奴的にすらみえる。しかし裁判官のモラルには確乎たる論理があった。異端審問運営の基礎をきづいたエイメリコは、*Directorum*の中でこう声明している。『異端審問所がその費用を被告に弁済させるのは正しい。なぜなら、聖パウロが『コリント人への第一の書簡』第9章でいっているように、なにびとも自腹を切って戦争におもむく義務はないからである。……すべての信仰深い

(56) Levy-Bruhl : 未開人の思惟

(57) C.H. Lea : History of Spanish Inquisition.

(58) ibid

## 魔女裁判

仕事のうちで、もっとも大切なことは異端審問制の確立とその維持である。……従って、審問官とその下役人たちに十分にむくいるために審問所がゆたかな金をもつことは、キリストの信仰にとってはなはだ有効かつ有益なことである。〃

異端者に自白させる方法として、被告が拷問の苦痛にもだえている最中に『自白すれば命はゆるしてやる』と『うその約束』をする方法が異端審問の初期から用いられていた。ところで、この約束によって被告が自白した場合、この約束の履行をどう処理したらいいか。——それについて魔女裁判官必携書 *Malleus* は三つの方法を教えている。(1) 被告が死ぬまで水とパンだけ与えて牢獄に監禁しておく。(2) 当分の間処刑しないで監禁しておき、その後で処刑する。(3) 担当裁判官を交替させ、その後の裁判官に処刑させる。『この三つの方法のうち、どれをとるかは裁判官にまかせるべきである。』ケルン大学神学部長・神学博士・修道院長、そしてローマ法王が教書を添えて派遣したこの異端審問官も、ひとび異端摘発のこととなると、かくも低劣幼稚なべてん師となるのは不思議である。

こうした不正と悪徳の例をあげれば限りがない。魔女裁判の過程全部がその実例である。それらの実例をみて何より印象的なのは、それらの不正と悪徳そのものよりも、それが神のために行われるという確信のために『神に恥じる』という救いがないということである。1572年8月24日の『聖バルトロメオの大虐殺』では1昼夜のうちに3万人のフランスの新教徒が旧教徒に虐殺された。ときのローマ法王グレゴリウス十三世は狂喜した。——心ひそかに、ではない。法王は『レパントの勝利』〔カトリック・スペインが回教トルコを破った1571年の大勝利〕の50倍にもまさる大勝利』と宣言し、『テ・デウム』の感謝式の挙行、花火の打ちあげ、記念メダルの鋳造を命じた。…… *Te deum laudamus!* (神なる君をほめまつる!) いつも『神』である。

私的な言葉を許されるならば、私は宗教を高く評価している。『宗教的なるもの』を『人間的なるもの』の高揚醇化として畏敬している。しかしそれは *fanaticism*(狂信) や *bigotry* (偏信) に通ずるところのものとは全く別の次元においてである。次元を誤った信念や確信がどんなに人類を不幸に導くかの実例の一つが魔女裁判にある。私は魔女裁判の文献を調べながら、日本やアメリカやソヴェートやベトナムや、その他多くの国々で起こった(あるいは起こっている) さまざまな悲劇的な事件を連想せざにはおれなかった。魔女裁判は形を変えて今もなお行われているかもしれない、信念に燃えて——。

『人は、信念 (conscience) をもってするときほど徹底的に、喜び勇んで悪を行

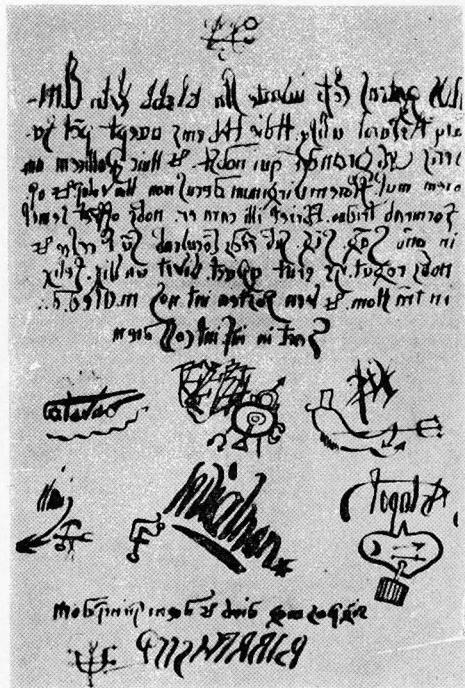
(59)

うことではない。※ (パスカル)

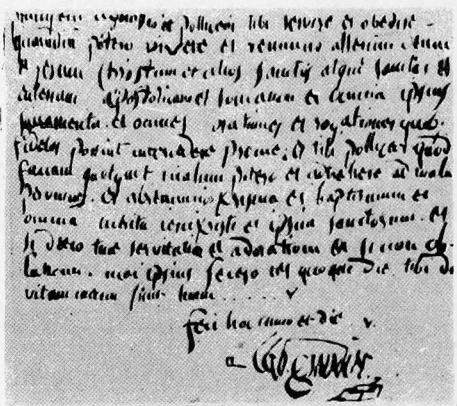
(59) Pascal : Pensées.

余白を利用して附記 魔女裁判の法廷に立った魔女は、次のように分類できると私は思う。(a) 政治的異端者(または、と目された者),(b) 純粹な迷信によって魔女だと信じこまれた者。(c) みずから、おのれを魔女だと信じこんだ病理学的存在。(法廷で自分を魔女だと主張してやまなかった例がそれである。)(d) 私的怨恨や私的利害に魔女迷信を利用された者。(e) 異教的秘密結社のメンバー。(人類学者Margret Murray: The God of Witchesの見解がそれである。)(f) 社会改革的秘密結社のメンバー。

当時、証拠物件として決廷に持ち出された『悪魔との誓約書』が残っている。(下図) 私は、これは(e) または(f) に関係ある秘密文書ではないかと思っているが、この夏ニュー・ヨークで、魔女裁判史の権威 R.H.Robbins 博士を訪ねていろいろな点で意見を徴したとき、この『誓約書』については博士は言下にこういいきった。もちろん、これは裁判官が書いたものだ。こんな例はアメリカにも英国にもある。日本にもあるはずだ。そしてアメリカや英国の実例をあげてくれた。 (本学教授)



この図は1634年に処刑された神父ユルバン・グランディエに関して法廷に出されたもの。右から左に、いわゆる鏡文字で書かれている。(1)は悪魔よりグランディエへ。悪魔6名の署名がある。(2)グランディエより悪魔へのもの。



# MALLEVS MALEFICARVM, MALEFICAS ET EARVM

hæresim framèa conterens,  
EX VARIIS AVCTORIBVS COMPILATVS,  
& in quatuor Tomos iustè distributus,

*QVORVM DVO PRIORES VNAS DÆMONVM  
versatias, præstigiosas eorum delusiones, supersticiose Strigimacrum  
ceremonias, horrendas etiam cum illis congressus, & exactam diuine  
ram pestifera festa disquisitionem, & punishmentem complectuntur.  
Terius praxis Exorcistarum ad Demonum, & Strigimacrum male-  
ficia de Christi fidelibus pellenda; Quartus vero Artem Destruicalem,  
Benedictionalem, & Exorcismalem continent.*

## TOMVS PRIMVS.

*Indice Authorum, capiūm, verūque non deſert.*

*Ediſio nouissima, infinitis penè mendis expurgata; cuique accessis Fuga  
Demonum & Complementis artis exorcisticae.*

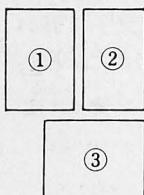
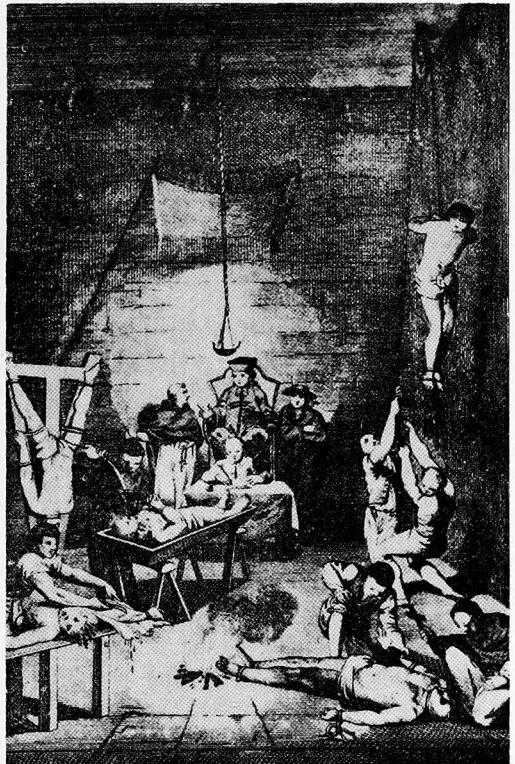
*Vir sine mulier, in quibus Pythonicus, vel illuminatio fuerit spiritus, morte moriatur  
Leuitici cap. 10.*



*ZPGDVNI,*

Sumptibus CLAVDII BOVRGEAT, sub signo Mercurij Galli.

*M. DC. LXIX.  
CVM PRIVILEGIO RECIS.*



① Malleus Maleficarum  
(1669年版) のtitlepage.

② 尋問室内の光景

③ 魔女集会(Sabbat)の図

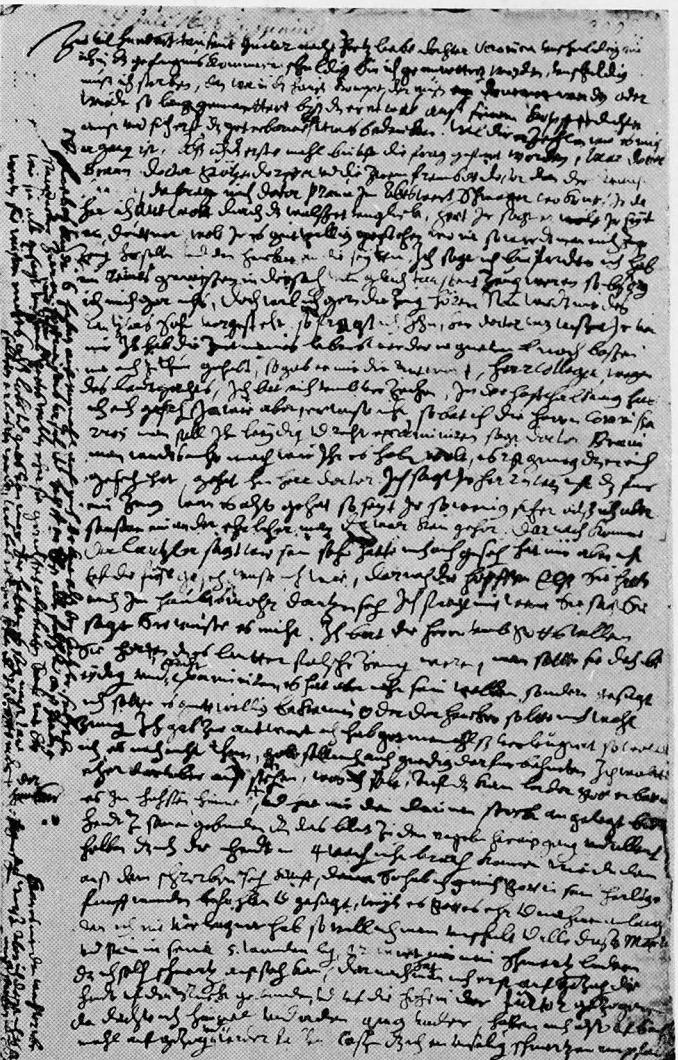


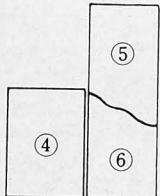
7

8

- ⑦ Johannes Junius (ドイツ・パンベルク市長) が娘 Veronica にひそかに送つた手紙、(1628年7月24日附) 便箋4枚のうちの第一枚目。尋問、拷問、虚偽の自白の経過真相が乱筆で綴られてゐる。(法廷記録には"拷問されることなく自白"と記されている)

⑧ フランス、ロレーヌの検事総長 Nicholas Remy の魔女死刑執行令状 (1596年5月4日附)、その著 "悪魔論" の扉に彼は15年間に900人の魔女を摘発したとみずから記している。





- (4) 自供書 (1620年・アルサス Vincent Wilperspachの妻Claudetteの自白。)
- (5) ケルンの大司教公布 (1757年) の拷問料金表 (その首部)
- (6) (その末尾)

**S**tmwohrender Erz Stift Edlnischer Nachrichter mit einem beständigem Jahr Gehalt von achtzig euen Rict Speces, zwanzig Altus, zwölf Malter Korn, und vier Klost. Holz derselb verliehen ist, sich gleichwohl ergeden hat, dass bey und nach verrichteten Executionen auch sonstigen Vorfalltheiten derselb unter willkürlich und zumahl ausichtvordendem Anlass der Churfürstlich Erz-Stiftscher Hof-Cammer so wohl, als denen Beamten fast schwer und kostbar gefallen seye, se ist, um diesem in Zukunft Zog und Maah zu schen, nachstehendes Reglement, gestalten deme gendt mit Entforderung der ab jeder Verrichtung thuse zuerkommener Gebührniss in allem zu geben, versoffet, und zum Druck befürteret worden.

#### R E G L E M E N T .

|   | Sicht. | Mitt. |
|---|--------|-------|
| 1. Mit 4. Pferden auseinander zu reissen  | 5      | 78.   |
| 2. In 4. Theil zu legen   | 4      | 26    |
| 3. Für des Ends erforderliche Strick  | 1      |       |
| 4. Für diese Schell an 4. Ecken aufzuhenden dorzu erforderliche Strick, Nagel, Ketten, und den Transport mit eingeklossen   | 5      | 26    |
| 5. Zu Kopfen und verbrennen insgesamt   | 5      | 26    |
| 6. Für Besafs notwige Strick, und den Scheiter-Haufen zu legen und anzuzünden   | 2      |       |
| 7. Zu strangulieren und zu verbrennen   | 4      |       |
| 8. Für Strick den Scheiter-Haufen zu legen und anzuzünden   | 2      |       |
| 9. Lebendig zu verbrennen   | 4      |       |
| 10. Für Strick den Scheiter-Haufen zu legen und anzuzünden  | 2      |       |
| 11. Lebendig zu räderen   | 4      |       |
| 12. Für Strick und Ketten   | 2      |       |
| 13. Den aufgeschlochtenen Körper mit dem Rad in die Höhe zu richten   | 2      |       |
| 14. Den Kopfen allein   | 2      | 52    |
| 15. Für des Ends erforderliche Strick, und das Tuch zur Verbindung des Gesichts, davon ich zu machen, und den hingerichteten Körper daran zu befestigen, und den Körper aufs Rad zu schleben  | 1      |       |
| 16. Den Verrichtungen entsprechende Poste 16.   | 3      | 16    |
| meisterei Verrichtungen einzulegen, also solle 3  | 1      | 26    |
| meisterei bischäfliche Gebührnissen allein zu empfan-   | 1      | 26    |
| 53. Würden nun vorbeschriebene Verrichtungen in den derselben Amtberren und Unter-Herrentheiten beüben Erz-Unter- oder woher derselbe keine Bevölkerung hat, vorgehen, solle dem Nachrichter ein dritter Theil mehr, als vor specificirt, der Ursachen gegeben werden, welthen derselb ohne Zuthaben der Unter-Herren, und Pfandes-Einhaberem aus Churfürstl. Cameral-Mitteln seine zubehörliche Bestrafung genießet.   |        |       |
| 54. Zumittels solle Recht allein, und kein Fremder von Unter-Herren und Pfandes-Inhaberen bey allen vorfallenden Executionen gebraucht werden.  |        |       |
| 55. Welchen auch mehrmahligen Beschwer geführet werden, dass bey vornehmender Execution, wo ein Beamter zum ersten mal presidiret, der Nachrichter, nebst denen ordentlichen Gebührnissen, ein sesters Pfand, oder anstatt dessen ein Strick Strick zu præzidentiret sich untersteht, und dan solche Præcution, als ein Missbrauch, anzusehn; als wird solche gemeldete Nachrichter ein für allemal hierdurch unterstutzt. Ergebet solchenmaedt an alle und jede Erz-Stiftsche Beamten hiermit der Vorschrift bey vorstehendem Reglement fest zu halten, denn Nachtri teren die datum ausgeworzenen Gebührnissen, und weiter nichts in Loco Executionis jedesmal zu zahlen, und soebane Zahlung seiner Zeit bey Churfürstl. Hof-Cammer mit hundert länglichem Beleg zu verrechnen. Bonnien 15. Januarie 1757. |        |       |



Confession De Claudette  
Comme De Vimeenl andern  
De Wilperspach ermittellement  
auquel il a été arrêté -

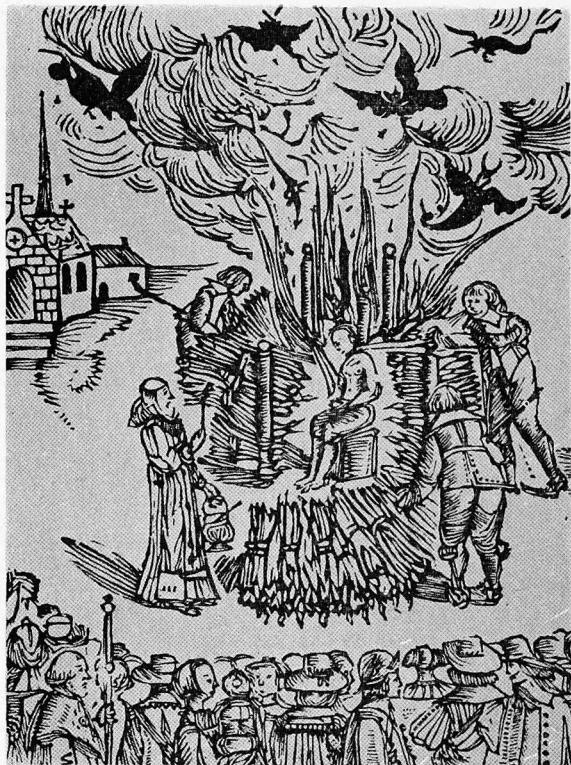
Elle a confessé que le diable l'avoit  
ie d'able la fait trouuer au renfremement  
lors quelle autre guerre du bas  
elle a confessé que le diable estoit venu  
de venir et a tout temps offensé comme  
un être de

elle a confessé que le diable s'appeloit  
le bon

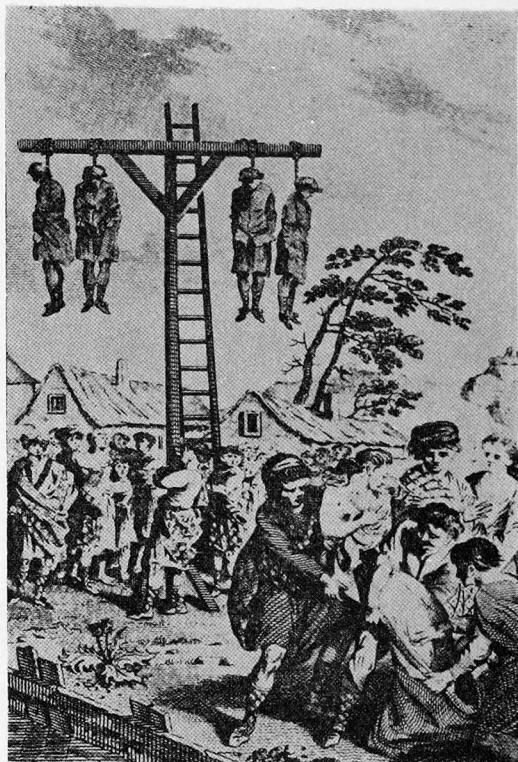
elle a confessé que le diable lui demanda  
da qu'elle se donna à lui ce qu'il fit  
elle a confessé que le diable lui  
faire une sorte de ses propres langues  
apres que le diable se fut dévancé n'ayant  
que fronte de cheval

elle a confessé que le diable apres le diable  
la vint retrouver mi mesme le bas, avec  
encore un autre diable qui s'appelait  
de son

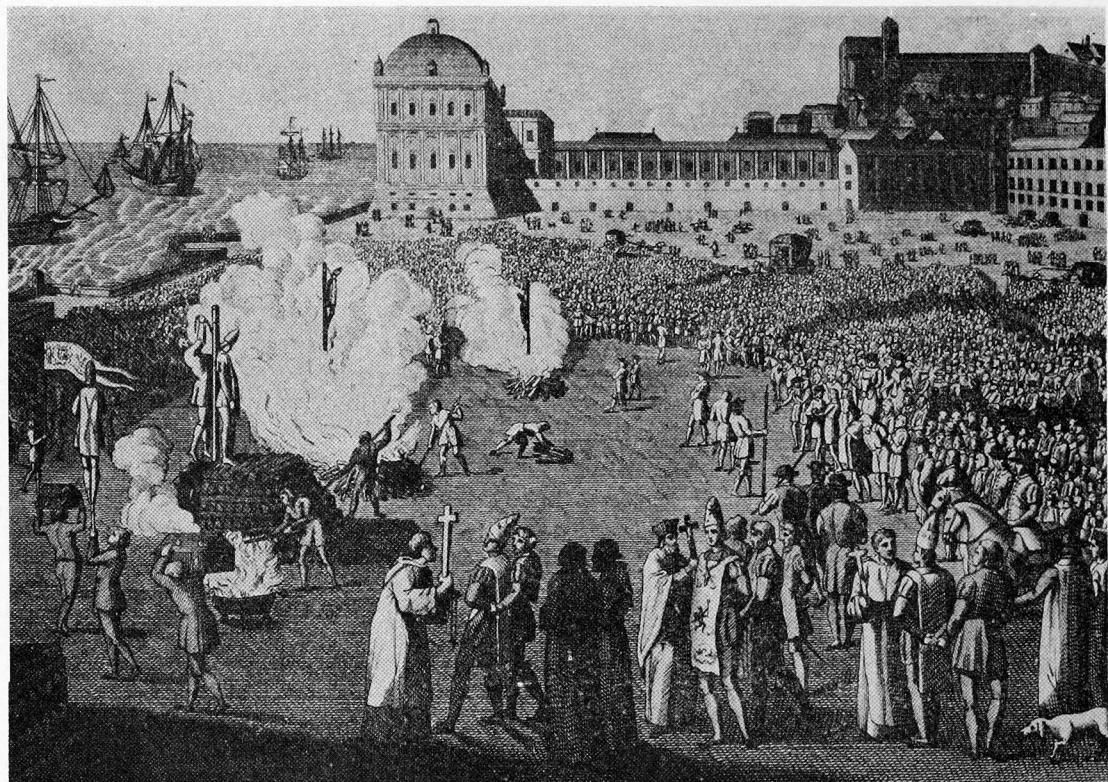
elle a confessé que lors de son dévancé fit  
rever dieu sa peste morte et le singe



⑨ フランスの魔女焚刑の図（1634年スケッチ）



⑩ イングランドの魔女の絞首刑の図



⑪ スペイン異端審問の豪華な Auto de féの光景